

宇城市水道事業経営戦略

2024-2033

令和 6 年3月

宇城市 上下水道局 上下水道課

目次

第1章 経営戦略の策定にあたって	1
1.1 経営戦略策定の趣旨	1
1.2 計画期間・目標年度	1
第2章 事業概要	3
2.1 事業の現況	3
2.1.1 給水	3
2.1.2 施設	4
2.1.3 水道料金	5
2.1.4 組織	7
2.2 これまでの主な経営健全化の取組	8
2.3 経営比較分析表を活用した現状分析	9
第3章 将来の事業環境	11
3.1 給水人口の予測	11
3.2 水需要の予測	12
3.3 給水収益の見通し	13
3.4 施設の見通し	14
3.5 組織の見通し	15
第4章 経営の基本方針	16
第5章 投資・財政計画	18
5.1 投資・財政計画（収支計画）	18
5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	24
5.3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	28
第6章 経営戦略の事後検証	29

第1章 経営戦略の策定にあたって

1.1 経営戦略策定の趣旨

本市の水道事業は、昭和4年に計画給水人口1,500人(計画一日最大給水量115m³)を対象に、三角町中心部で給水を開始しました。その後、昭和39年に不知火町、昭和47年に豊野町、昭和51年に松橋町、平成2年に小川町でそれぞれ給水が開始され、平成17年1月15日にそれら旧5町が合併して宇城市が誕生しました。



三角浄水場

これにより、本市の水道は、旧町の事業をそのまま引き継ぎ、広範囲な市域の中に多様な水道施設を有することとなりました。松橋町と小川町、豊野町の一部については、水の供給量を確保するために、平成16年2月から上天草・宇城水道企業団より受水を行い、それ以外の地域は地下水を汲み上げて、各家庭にお届けしています。

水道は、生活に欠かすことのできないライフラインであり、健全な事業運営を継続していくことが望まれますが、本市においては、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及、節水意識の高まりなどにより給水収益が減少傾向にあります。これに加え、安全で安心できるおいしい水を供給するため、老朽化した施設や水道管の更新、地震などの自然災害に対する対応力の強化が求められており、投資費用の増高も予想されます。

このような課題への対応、そして経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、平成29年3月に「宇城市水道事業経営戦略」を策定しました。また、平成31年4月には、簡易水道事業を水道事業に会計統合し、経営の一元化を図っています。

経営戦略の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間ですが、簡易水道の経営統合や企業団受水費の単価値上げなど、事業収支に大きく影響する懸念が出てきたため、今回の改定に至ることになりました。

本経営戦略は、本市水道事業の経営を今後も健全に進めていくため、現状や将来の分析等を行い、中長期的な更新需要予測に基づく「投資計画」と、財源構成とその実現可能性を検証した「財政計画」とを整合させたものです。

1.2 計画期間・目標年度

計画期間：令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間

目標年度：令和15(2033)年度

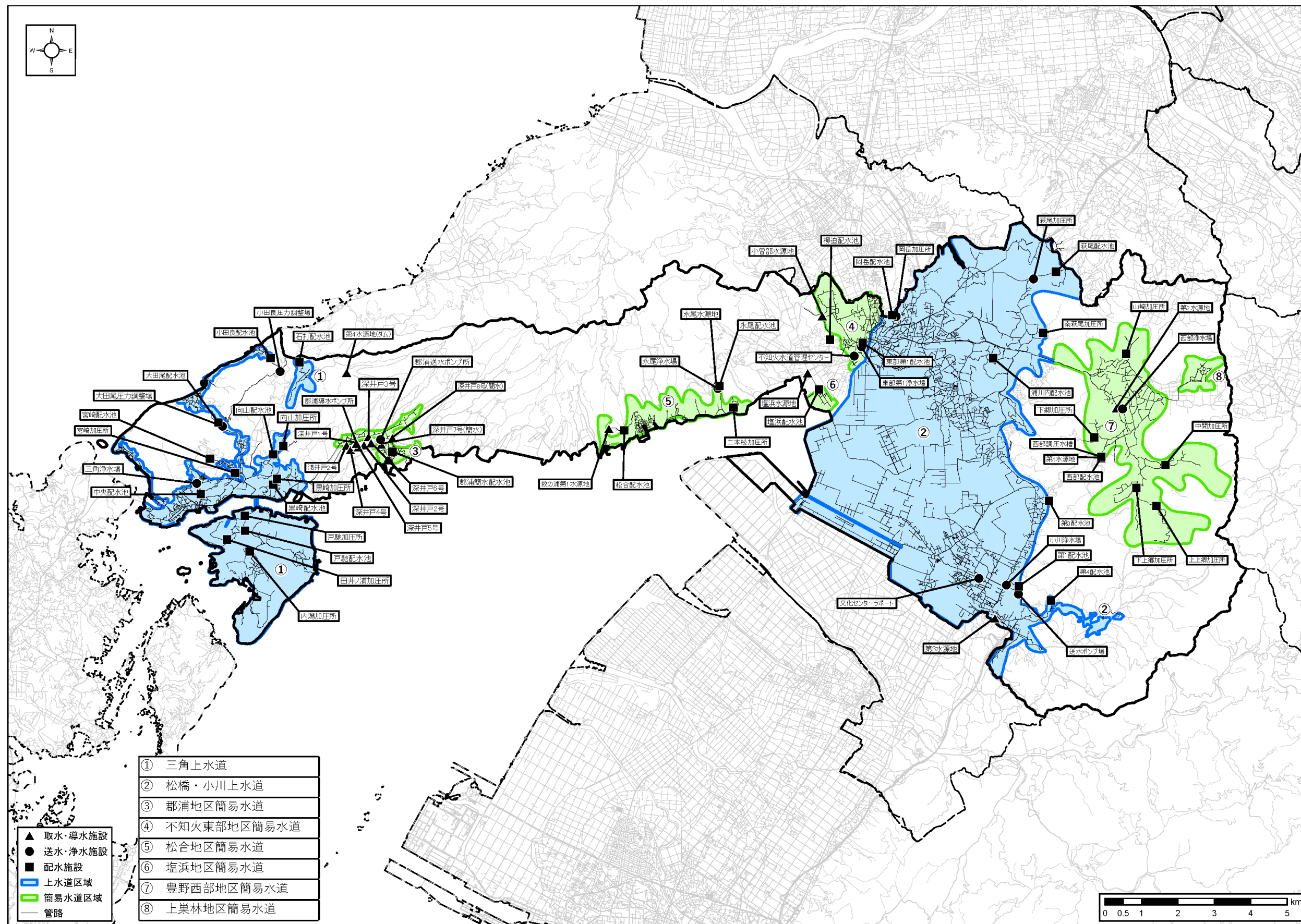


図 1.1 水道事業全体平面図

第2章 事業概要

2.1 事業の現況

2.1.1 給水

本市の給水区域は図 1.1 に示す 8 地区にて設定しており、それぞれで水源を確保しながら水道水の供給を行っています。また、飲料水の水質改善を図るため、小川町西海東及び南海東の一部を令和 5 年 7 月から松橋・小川上水道の給水区域に追加しました。

令和 4 年度末の給水人口は 42,730 人となり、図は本市の給水状況を示しています。

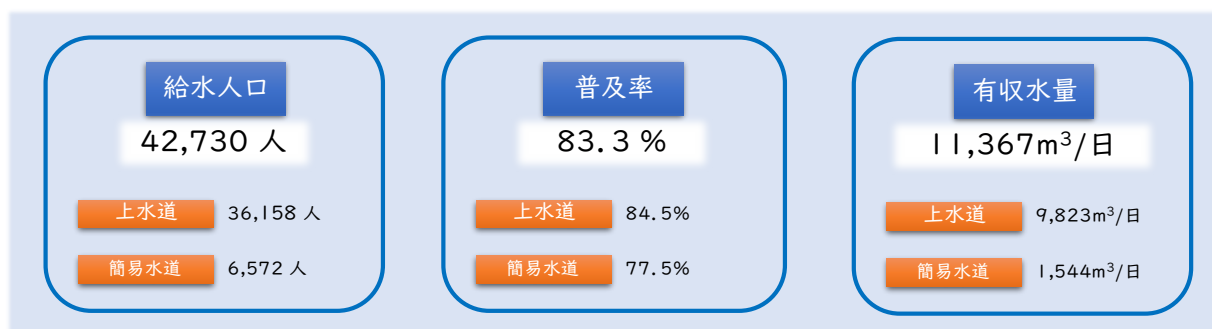


図 2.1 令和 4 年度末の給水状況

表 2.1 各地区の水道事業の概要

(令和 5 年 3 月 31 日時点)

番号	区分	地区名	供用開始年	計画給水人口(人)	給水人口(人)	給水区域面積(km²)	有収水量(千 m³)	有収水量密度※(千 m³/ha)
①	上水道	三角地区	昭和4 年	6,020	4,509	11.80	465	0.39
②		松橋・小川地区	昭和51 年	35,900	30,884	47.11	3,059	0.65
③	簡易水道	郡浦地区	昭和43 年	1,600	765	1.72	61	0.35
④		不知火東部地区	昭和39 年	4,600	3,462	2.41	311	1.29
⑤		不知火松合地区	平成4 年	2,200	1,023	3.24	90	0.28
⑥		不知火塩浜地区	平成16 年	120	219	0.30	23	0.77
⑦		豊野西部地区	平成16 年	3,400	1,685	11.20	121	0.11
⑧		豊野上巢林地区	昭和47 年	280	183	0.66	19	0.29

※有収水量密度:給水区域面積 1ha あたりの年間有収水量千 m³

2.1.2 施設

本市の水道施設では、取水・導水施設を 36 施設、浄水・送水施設を 19 施設、配水施設を 41 施設保有しています。なお、松橋地区、小川地区、豊野西部地区は上天草・宇城水道企業団より受水しています。

表 2.2 水道施設の概要

(令和 5 年 3 月 31 日時点、休止施設も含む)

番号	区分	地区名	水源	施設数			管路延長
				取水・導水	送水・浄水	配水	
①	上水道	三角地区	ダム・地下水	9	4	14	127.5 km
②		松橋・小川地区	受水	13	9	10	365.1 km
③	簡易水道	郡浦地区	地下水	2	1	1	12.3 km
④		不知火東部地区	地下水	3	3	3	27.2 km
⑤		不知火松合地区	地下水	3	1	3	19.0 km
⑥		不知火塩浜地区	地下水	1	0	1	3.0 km
⑦		豊野西部地区	地下水・受水	2	1	7	47.0 km
⑧		豊野上巢林地区	地下水	3	0	2	5.4 km
計				36	19	41	606.5 km

表 2.3 水道用水供給事業者(上天草・宇城水道企業団)からの受水状況

(令和 5 年 10 月時点)

項目		
現行受水可能量(供給可能量)		10,100 m ³ /日
内訳	松橋地区	6,950 m ³ /日
	小川地区	2,800 m ³ /日
	豊野西部地区	350 m ³ /日
現行単価(税抜)		130 円/m ³
直近の単価改定(企業団)		令和 2 年 4 月 1 日

2.1.3 水道料金

本市の水道料金は、使用水量に関わらず負担していただく基本料金と、使用水量に応じて負担していただく超過料金で構成されており、給水区域ごとに料金体系が異なります。

なお、施設の大規模改修にかかる費用負担のほか、将来にわたる健全な水道事業を維持するため、企業団用水給水区域（松橋町、小川町、豊野町西部地区）において、令和5年4月から料金を改定しました。

表 2.4 水道料金表（①三角地区 上水道給水区域）

口径	料金	基本料金（1 箇月につき）		超過料金 1m ³ につき
		水量	料金	
13mm		6m ³ まで	1,560 円	268 円
20mm		25m ³ まで	6,600 円	270 円
25mm		50m ³ まで	13,450 円	275 円
30mm		75m ³ まで	20,580 円	275 円
40mm		125m ³ まで	34,300 円	275 円
50mm		250m ³ まで	68,610 円	275 円
75mm		500m ³ まで	137,230 円	275 円

表 2.5 水道料金表（②松橋・小川地区 上水道給水区域）

口径	料金	基本料金（1 箇月につき）		超過料金 1m ³ につき
		水量	料金	
13mm		7m ³ まで	1,830 円	271 円
20mm		10m ³ まで	2,660 円	273 円
25mm		25m ³ まで	6,770 円	278 円
30mm		30m ³ まで	8,290 円	283 円
40mm		40m ³ まで	11,270 円	288 円
50mm		50m ³ まで	14,350 円	293 円
75mm		75m ³ まで	21,920 円	299 円
100mm		100m ³ まで	29,770 円	304 円

表 2.6 水道料金表（③郡浦地区 簡易水道給水区域）

口径	料金	基本料金（1 箇月につき）		超過料金 1m ³ につき
		水量	料金	
13mm		7m ³ まで	1,250 円	179 円
20mm		50m ³ まで	9,100 円	181 円
25mm		100m ³ まで	18,750 円	187 円
30mm		150m ³ まで	28,120 円	188 円
40mm		250m ³ まで	46,870 円	188 円
50mm		500m ³ まで	93,750 円	188 円
75mm		1,000m ³ まで	187,510 円	188 円

表 2.7 水道料金表(④～⑥不知火地区 簡易水道給水区域)

口径	料金	基本料金(1 箇月につき)		超過料金 1m ³ につき
		水量	料金	
13mm		8m ³ まで	1,250 円	169 円
20mm		10m ³ まで	1,580 円	171 円
25mm		25m ³ まで	4,100 円	176 円
30mm		30m ³ まで	5,080 円	181 円
40mm		40m ³ まで	6,990 円	187 円
50mm		50m ³ まで	9,000 円	192 円

表 2.8 水道料金表(⑦豊野西部地区 簡易水道給水区域)

口径	料金	基本料金(1 箇月につき)		超過料金 1m ³ につき
		水量	料金	
13mm		8m ³ まで	2,150 円	281 円
20mm		10m ³ まで	2,710 円	283 円
25mm		25m ³ まで	6,900 円	288 円
30mm		30m ³ まで	8,450 円	293 円
40mm		40m ³ まで	11,490 円	299 円
50mm		50m ³ まで	14,620 円	304 円

表 2.9 水道料金表(⑧豊野上巣林地区 簡易水道給水区域)

口径	料金	基本料金(1 箇月につき)		超過料金 1m ³ につき
		水量	料金	
13mm		8m ³ まで	1,250 円	169 円
20mm		10m ³ まで	1,580 円	171 円
25mm		25m ³ まで	4,100 円	176 円
30mm		30m ³ まで	5,080 円	181 円
40mm		40m ³ まで	6,990 円	187 円

※表 2.4～表 2.9 の金額はすべて税込です

2.1.4 組織

上下水道局では、令和5年4月1日現在、上下水道局長をはじめ、全4係のうち3係、全職員19人のうち11人が水道事業に関する業務に従事しています。

平成 27 年度から上水道及び下水道を統括する「上下水道課」に移行し、下水道事業が地方公営企業法の全部適用を選択した令和 2 年度から「上下水道局」が発足しました。

また、令和4年度に「経営係」を新設、水道及び下水道に係る「庶務係」を統合し、現在に至っています。

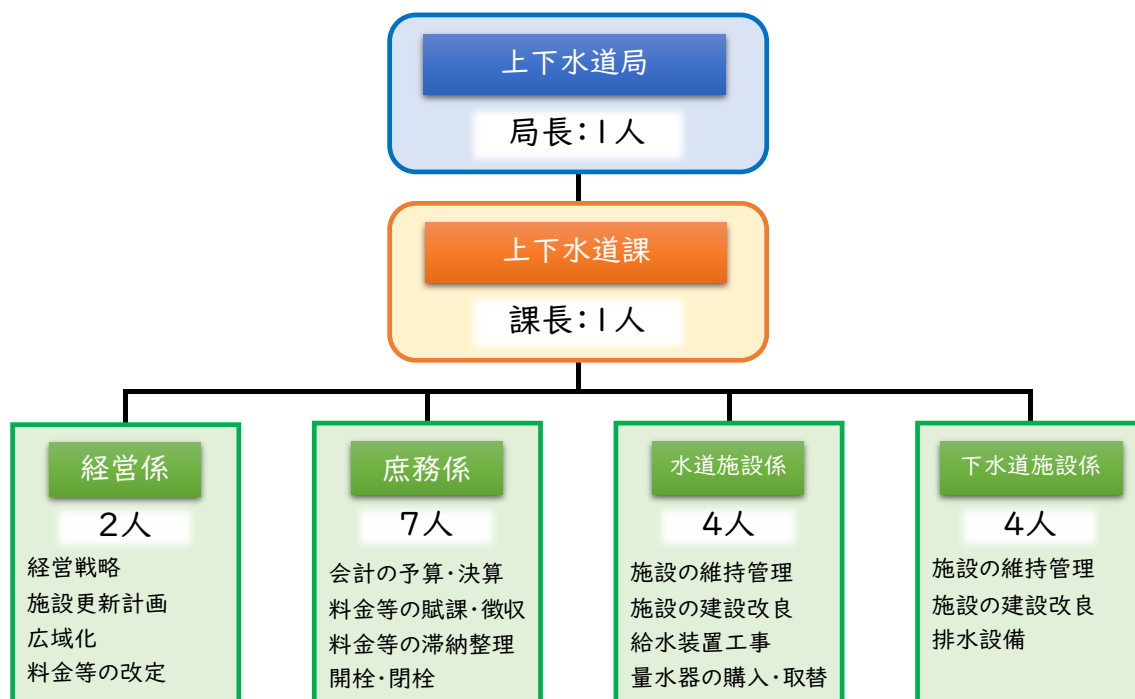


図 2.2 上下水道局の組織図（水道及び下水道）

表 2.10 水道に係る職員の構成

（令和 5 年 4 月 1 日時点）

年齢	局長	経営係	庶務係	水道施設係	合計
～29 歳	0人	0人	1人	2人	3人
30～39 歳	0人	0人	1人	0人	1人
40～49 歳	0人	2人	2人	0人	4人
50～59 歳	1人	0人	0人	2人	3人
60 歳以上	0人	0人	0人	0人	0人
合計	1人	2人	4人	4人	11人

2.2 これまでの主な経営健全化の取組

〈民間委託による業務効率化〉

- 三角浄水場をはじめ、市内の各水道施設の運転監視、施設点検、水質管理を民間に委託し、さらに、検針業務や一部の水道施設の維持管理業務を個人に委託することで、経費縮減と業務の効率化を図っています。

〈サービスの維持・向上〉

- 水道の使用開始や中止の手続きに関し、窓口での手続きに加え、令和3年3月から営業時間に関係なく専用フォームによるオンライン申請が可能となり、お客様の利便性の向上と事務の効率化を図っています。
- 水道料金の支払いは、従来からの口座振替に加え、令和5年3月から利便性と収納率の向上を目的に、曜日や時間帯を問わないコンビニ納付やスマホアプリ決済を開始しています。

〈組織のスリム化〉

- 人口減少や節水による収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、将来における上下水道の共通課題を解決するため、平成27年度に水道課と下水道課を統合して、「上下水道課」を設置しました。
- 下水道事業が地方公営企業法の規定を全部適用した令和2年度から「上下水道局」が発足し、令和4年度からは水道及び下水道に係る「庶務係」を統合するなど、組織のスリム化を進めてきました。令和5年度の職員数は11人で、合併時の21人から10人削減しています。

〈事業の統廃合〉

- 財務基盤と効率的な経営体制の強化を図るため、平成26年度に松橋上水道と小川上水道の統合、松橋町竹崎簡易水道を上水道へ統合しました。
- 平成31年4月に、簡易水道事業を水道事業に統合し、公営企業会計として一体的な経営を行うことで、コストの削減に取り組んでいます。

〈料金改定〉

- 水道料金の段階的統一に向けた改定や消費税率改定に伴う見直しに加え、直近では、令和5年4月に上天草・宇城水道企業団からの受水費値上げに伴い、企業団用水給水区域（松橋町、小川町、豊野町西部地区）において料金改定を行いました。

〈広域化・共同化の取組〉

- 令和5年3月に策定された「熊本県水道広域化推進プラン」に基づき、県と市町村で構成する「水道事業基盤強化推進協議会」及び本市が所属する地域ブロック「環不知火海地域協議会」において、業務の一体化やシステムの共同化など周辺自治体との連携強化に向けた検討を進めています。

2.3 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表（令和 4 年度決算）で本市水道事業における直近5か年の決算状況を確認しました。本市では、類似団体平均や全国平均に比べ、改善が望まれる状況が多くあります。今後、人口減少に伴う水需要の減少や施設老朽化に伴う更新需要の増加が見込まれていることから、経営健全化に向けた取組が必要となります。

表 2.11 経営比較分析表を活用した現状分析の結果

指標等	現状分析結果
経常収支比率※1	類似団体平均に比べて低く、令和元年度以降は100%を下回っている。有収水量の減少に伴う、給水収益の減少等が理由として挙げられる。
累積欠損金比率	全国平均と比べると高く、給水収益の強化を図り、経営健全化に向けた取組が必要である。
流動比率	令和元年度以降上昇傾向が見られるものの、全国平均及び類似団体平均を下回る水準で推移している。
企業債残高対給水収益比率※2	直近5か年で減少傾向となっているが、令和 4 年度時点では全国平均を上回っている。依然として企業債残高が多く、水道事業会計を圧迫している。
料金回収率※3	全国平均及び類似団体平均に比べて低く、直近5か年は 100%を下回っており、100%を上回ることが望まれる。
給水原価※4	概ね横ばいで推移しており、全国平均及び類似団体平均を上回っている。
施設利用率	概ね横ばいで推移しており、全国平均及び類似団体平均を下回っている。施設の見直しやダウンサイジングにより、適切な施設規模を検討する必要がある。
有収率※5	令和元年度以降上昇傾向が見られるものの、令和 4 年度時点では全国平均を下回っている。水道管の老朽化に伴う、計画的な更新が必要である。

※1 経常収支比率：給水収益などの経常収益でどの程度経常費用が賄われているかを示す指標

（経常収益×100／経常費用）

※2 企業債残高対給水収益比率：給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高規模を表す指標

（企業債現在高合計×100／給水収益）

※3 料金回収率：給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標（供給単価×100／給水原価）

※4 給水原価：有収水量1㎡あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標

（（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金戻入）／年間総有収水量）

※5 有収率：施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標（年間総有収水量×100／年間総配水量）

表 2.12 経営比較分析表（令和 4 年度決算）

経営比較分析表（令和4年度決算）

熊本県 宇城市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A5	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)	
-	63. 52	74. 75	4, 570	

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
57, 562	188. 67	305. 09
現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km ²)	給水人口密度 (人/km ²)
42, 730	76. 92	555. 51

■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①・・・有収水量の減少に伴う給水収益の減少があったものの、一般会計からの補助金の増や減価償却費の減の影響により数値は改善している。

②・・・営業活動に対する累積欠損金が発生していることから、給水収益の強化を図り、経営健全化に向けた取組が必要である。

③④・・・起債償還のピークは過ぎたものの、依然として残高が多く、水道事業会計を圧迫している状況にある。今後の償還額減少に併せ、管路更新による新たな起債についても、優先度の高い施設を選定することで、比率改善を図る。

⑤⑥・・・給水原価に対する費用は経常的経費が主であり、削減が厳しいため、料金改定により供給単価を上げ、改善を図る必要がある。

⑦・・・施設利用率が低い状況から、施設の見直しやダウンサイジングにより、適切な施設規模に改善することで、経営基盤の強化を図る。

⑧・・・有収率は前年度と比べ、多少改善しているが、水道管の老朽化に伴う漏水が増えてきている状況にあり、依然として全国平均値を下回っている。

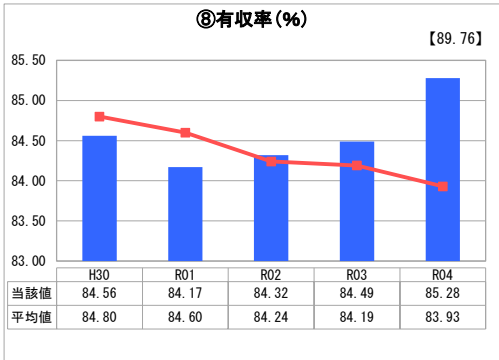
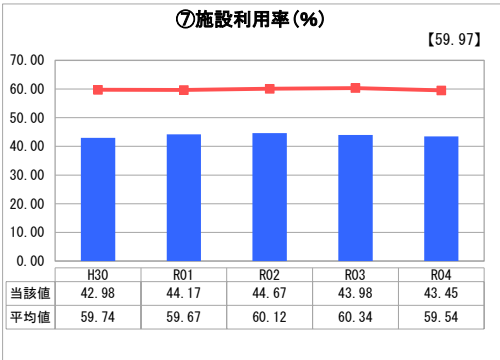
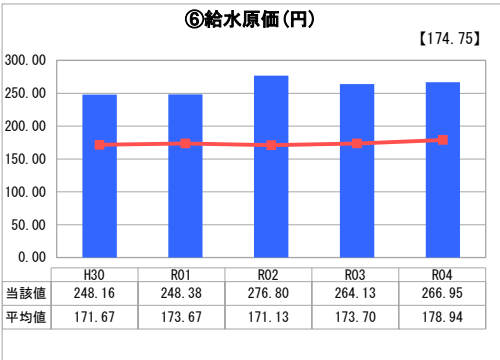
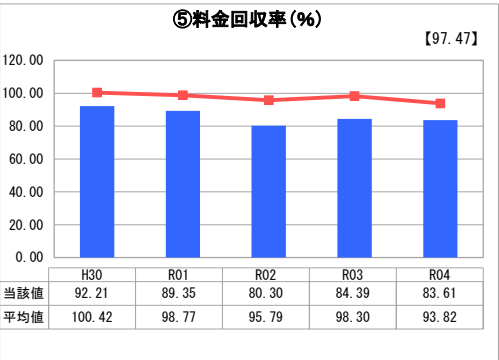
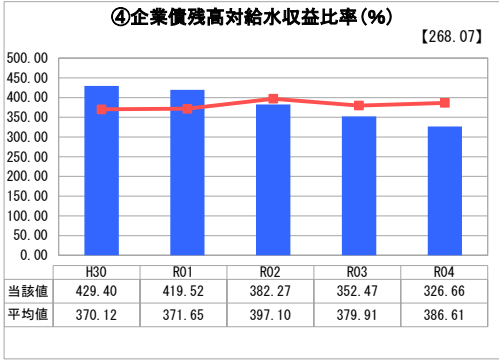
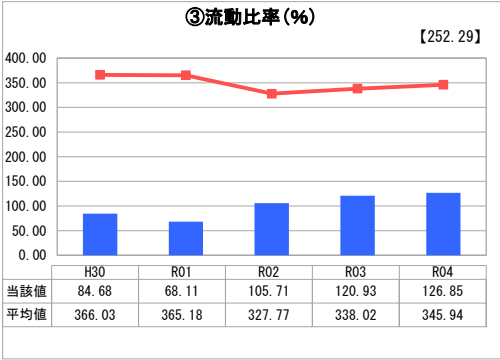
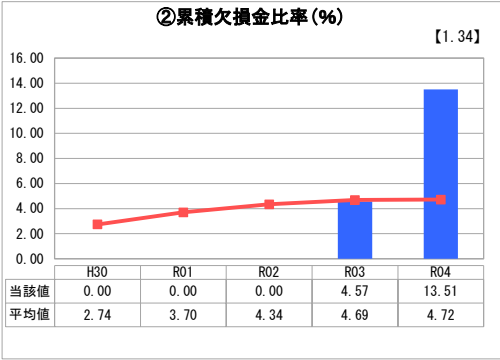
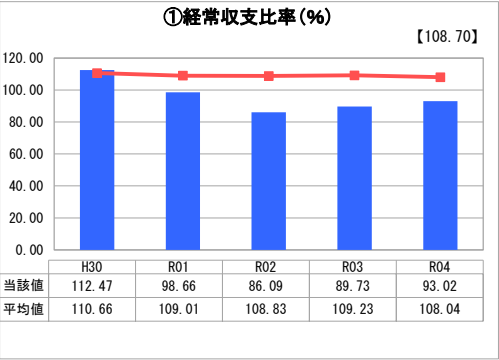
2. 老朽化の状況について

水道管については、年々老朽化が進んでおり、漏水による緊急的修繕が増加している状況にある。
また、配水池や浄水場などの水道施設も老朽化が進んでおり、大規模な改修や修理が必要な時期である。
令和5年度に改定予定の経営戦略に基づき、今後は合理的かつ計画的な更新、改修を予定している。

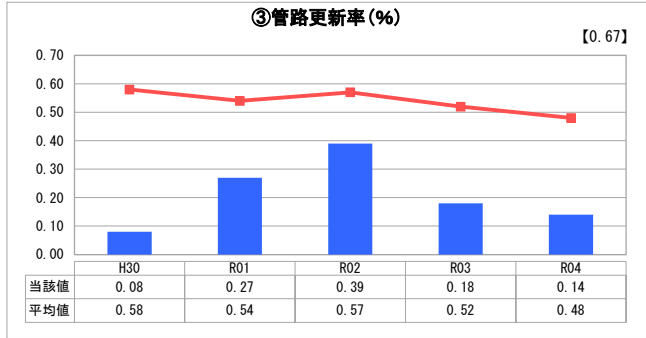
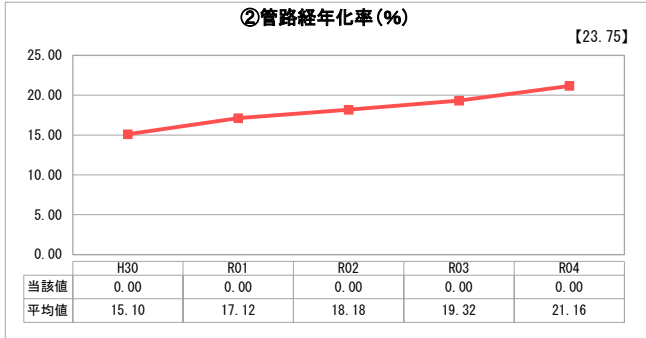
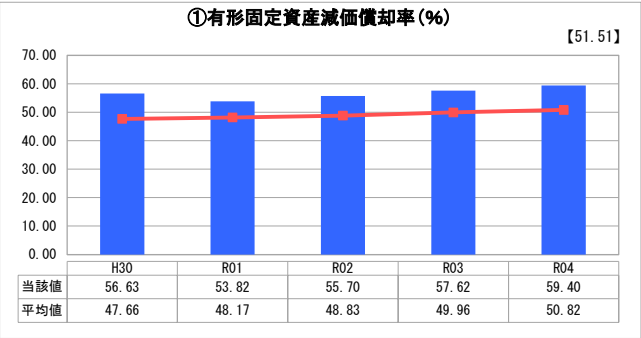
全体総括

今後の給水人口減少に伴い、給水収益の減少が見込まれる。一方で、水道施設の老朽化が進み、施設更新費用が増加することから、現状維持では水道事業の経営悪化が予想される。
このため、平成31年4月に上水道事業と簡易水道事業の会計を統合し、経営の健全化促進と経営基盤の強化を図った。
しかし、令和2年4月からの受水単価上昇に伴う営業費用の増加により、経営状況は悪化し、経営の合理化だけでは事業改善は困難な状況にあるため、令和5年4月に料金改定を行い、経営の改善を図る。
また、計画的な水道施設の更新や長寿命化を図る。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



第3章 将来の事業環境

3.1 給水人口の予測

水道事業における給水収益の分析にあたっては、水道を使用する人口（給水人口）の推移が重要な指標となるため、将来の予測を実施しました。

本市の給水人口は、「宇城市人口ビジョン」における5年ごとの将来展望（現状値）を基準に、年度ごとの人口を直線補間することで算出しました。なお、本市では、給水区域の拡張事業（小川町西海東及び南海東の一部）があるため、拡張区域分の人口を人口ビジョンの現状値に上乘せしています。

以上の推計結果を用いて算出した給水人口は、年々減少傾向となる予測結果となり、目標年度の令和15年度には37,795人（令和4年度（42,730人）から12%減少）、30年後の令和35年度には28,230人（令和4年度から34%減少）となる見込みです。

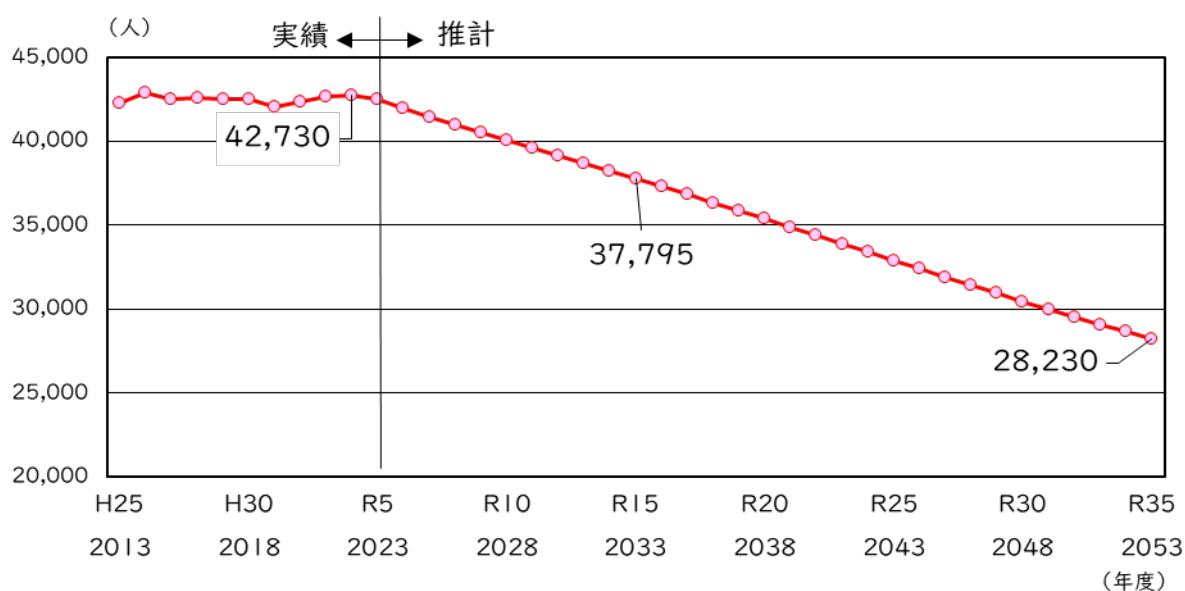


図 3.1 給水人口の予測

3.2 水需要の予測

有収水量は、生活用水量とその他用水量を足し合わせたものとし、各水量は時系列傾向分析にて推計しました。

有収水量は、新型コロナウイルスによる影響もあり令和 2 年度は増加しましたが、水需要への影響としては収束を見せている状況であり、それに加え前述の人口減少が今後見込まれることから、将来の有収水量も減少傾向で推移する見通しとなっています。

加えて、本市における有収率は令和 4 年度時点で 85.3%となっており、全国平均や類似団体と比べ低い水準で推移しています。

このような課題を踏まえ、本市ではより効率的な事業運営を目指し、有収率の向上を図っていくこととしています。

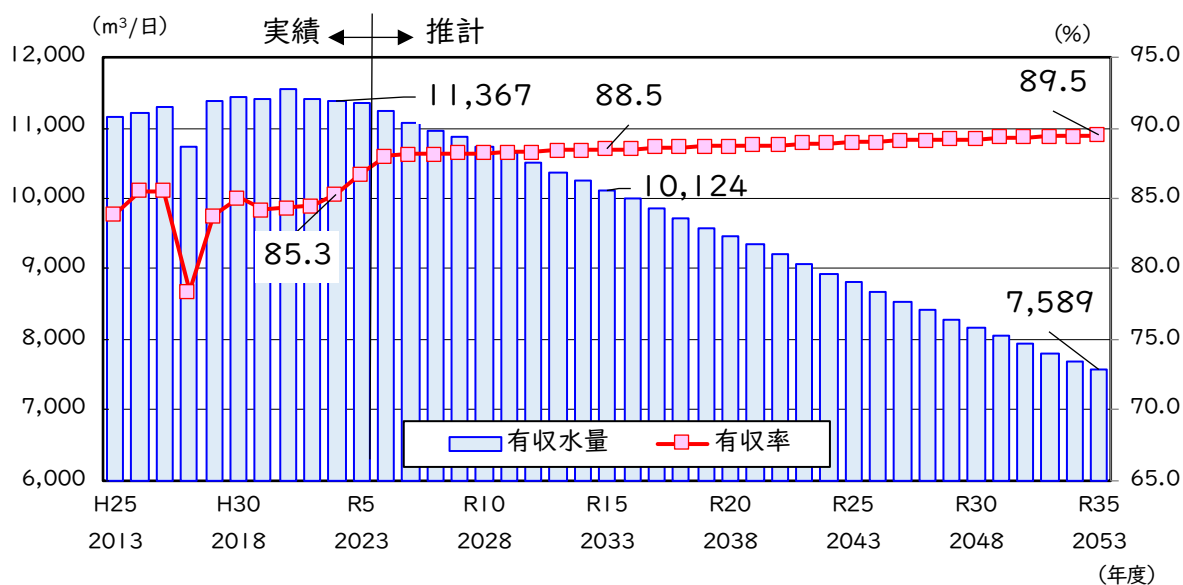


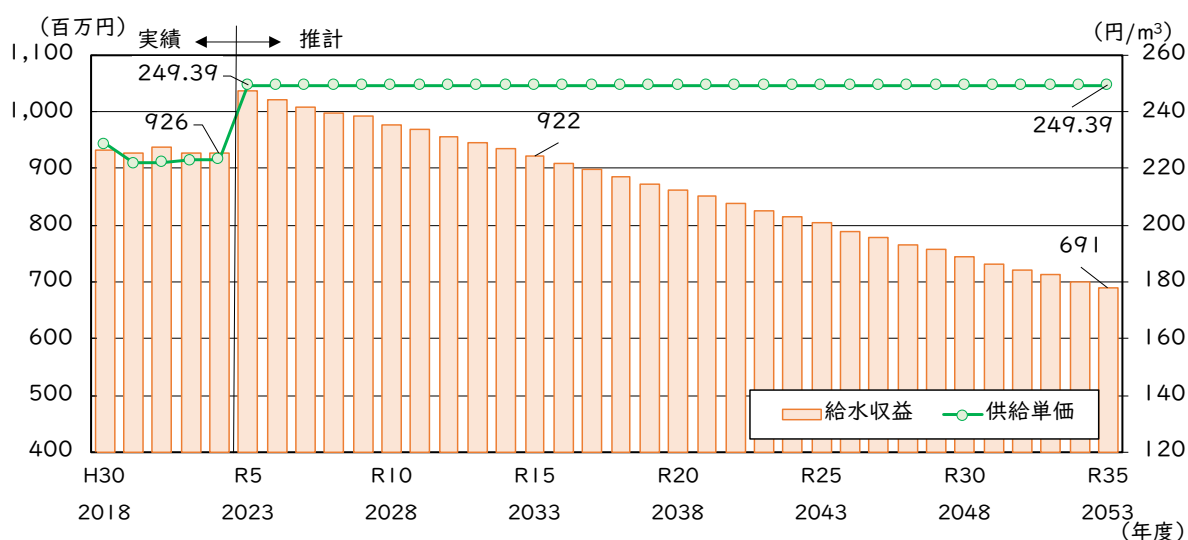
図 3.2 水需要の予測

3.3 給水収益の見通し

本市では、令和 5 年 4 月 1 日より、一部地域で水道料金の値上げを実施しており、令和 5 年度予算では供給単価が 249.39円/m³の見込みとなっています。

以上を踏まえ、現状の水道料金を維持した場合、目標年度の令和 15 年度の給水収益は 928 百万円（料金改定前の令和 4 年度と近い金額）になる予測です。また、令和 35 年度の給水収益は 691 百万円（令和 4 年度から 25%減）となる見込みです。

※給水収益=令和 5 年度の供給単価（249.39円/m³）×有収水量



※平成30年度の供給単価は、簡易水道事業統合前の値であるため参考値

図 3.3 給水収益の見通し

3.4 施設の見通し

本市は事業創設以来、多くの施設、管路を建設し、需要に応じた更新・拡張を行ってきました。有形固定資産減価償却率※¹は、資産全体の約 6 割となっており、法定耐用年数を超過している資産が多く、老朽化が進んでいます(図 3.4)。

安全な水を安定して供給するためには、老朽化施設の更新が必要となることから、令和 2 年度に実施したアセットマネジメントをもとに今後の更新需要を試算しました。構築物及び設備、管路の更新時期を法定耐用年数の 1.5 倍に設定した場合、現状規模のまま更新を行うと今後 100 年間の平均で 12.2 億円/年かかる見込みです。

令和 5 年度中期建設事業計画(令和 9 年度までの更新計画)、新規配水管拡張事業及び上記試算結果をまとめた上で、可能な事業量を検討した結果、今後 10 年間の更新費用は、図 3.5 のとおりとなっており、令和 7 年度以降は約 7 億円/年となっています。これは、過去 5 カ年の建設改良費の平均である 1 億円よりも多額の費用が必要となるため、今後は施設設備の健全性・重要度・優先度を踏まえて更新を実施するとともに、施設の統廃合とダウンサイジングなど、財政負担を軽減できる方策を検討していきます。

※¹ 有形固定資産減価償却率:償却資産における減価償却済の割合(老朽化度合)を示す比率

(有形固定資産減価償却累計額×100/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)

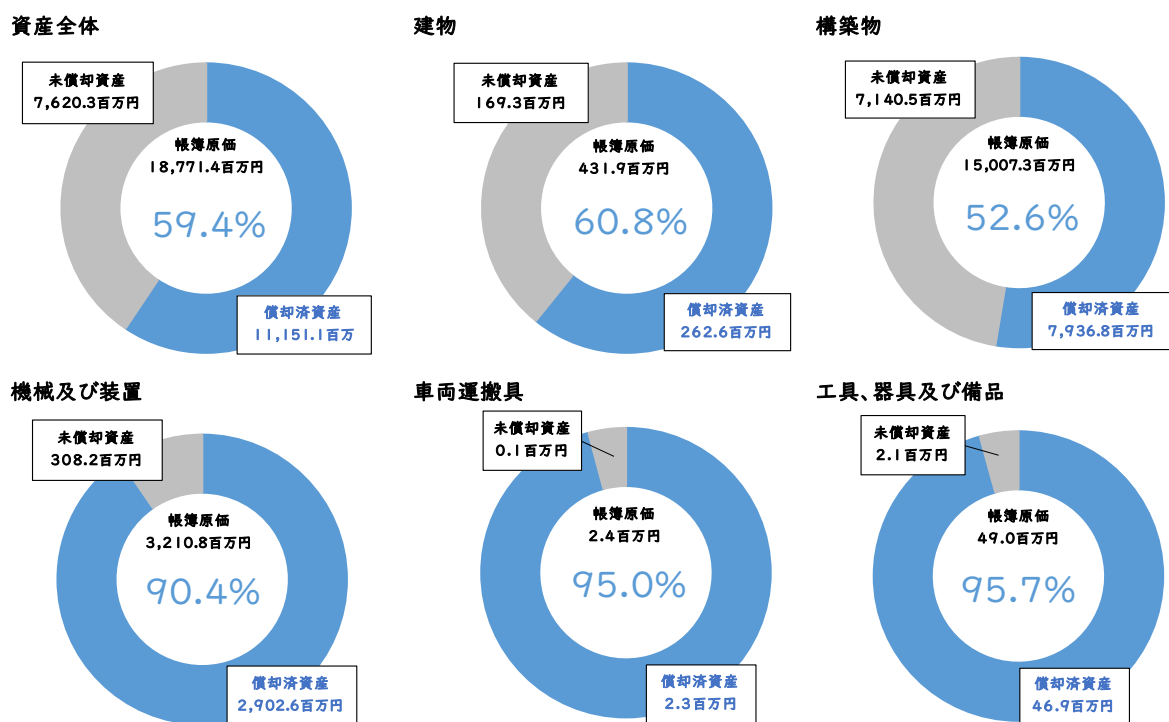


図 3.4 償却済資産(耐用年数を超過している資産)の割合(令和5年3月31日時点)

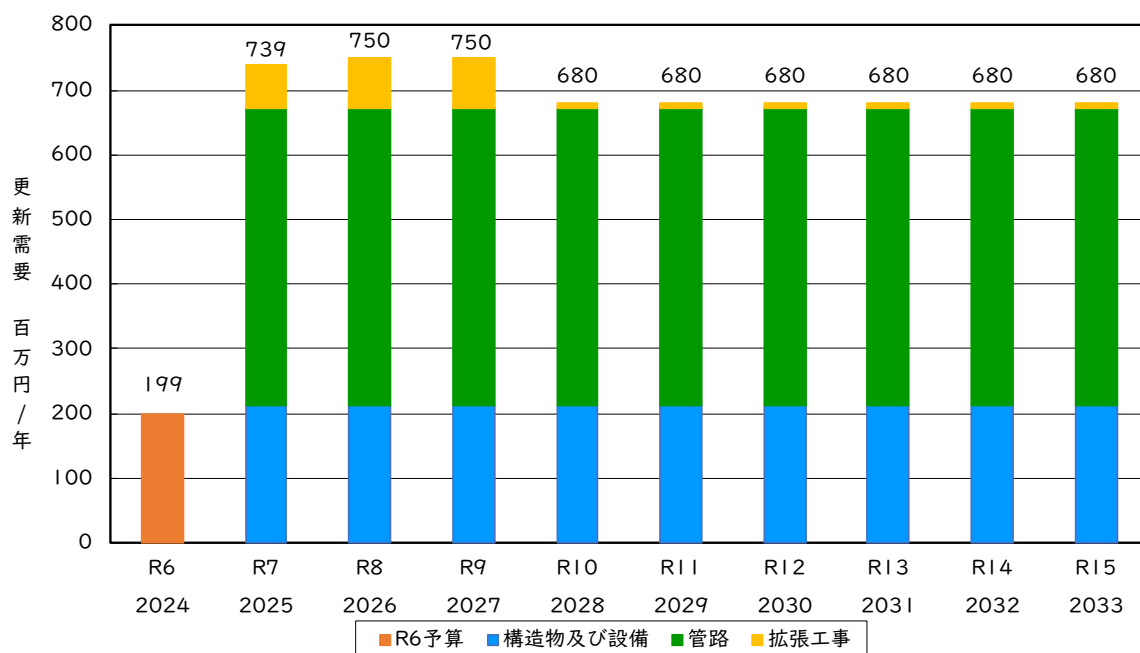


図 3.5 今後 10 年間の更新需要

3.5 組織の見通し

本市では、多様化するニーズや社会環境の変化に伴い、より効率的な水道事業の運営を推進する必要があるため、これまで継続的に組織再編や職員数の削減に取り組んできました。

また、ウォーターPPP 等、民間活力を活用した新たな事業スキームが出てきていることから、今後は、業務内容によって民間業者への委託を検討するなど経営の効率化をさらに追求していく予定です。

一方で、組織のスリム化に伴い、職員数は現在 11 人まで減少していますが、そのほとんどが水道事業に係る経験年数が 5 年未満であり、技術力の確保や技術の継承に課題があります。

水道事業を将来にわたり安定的に継続していくためにも、研修等による技術継承や更新事業の増大を想定した組織体制の強化に取り組んでいきます。

第4章 経営の基本方針

本市の総合計画では、「ちょうどいい!住みやすさを実感できる 都市・宇城」を将来像として定め、その実現に向け、5つの基本目標を掲げて取り組んでいます。

水道事業は、その基本目標の1つである「『持続する』まちづくり」に位置付けられており、それらを踏まえ、本経営戦略では、基本理念を「ちょうどいい!住みやすさを支える上下水道」と決めました。

この基本理念のもと、現状、課題及び将来の事業環境の見通しを踏まえて、「安全」・「強靱」・「持続」の3つの観点から基本方針を設定し、具体的な方向性を示したうえで、今後の水道事業の運営を行っていきます。

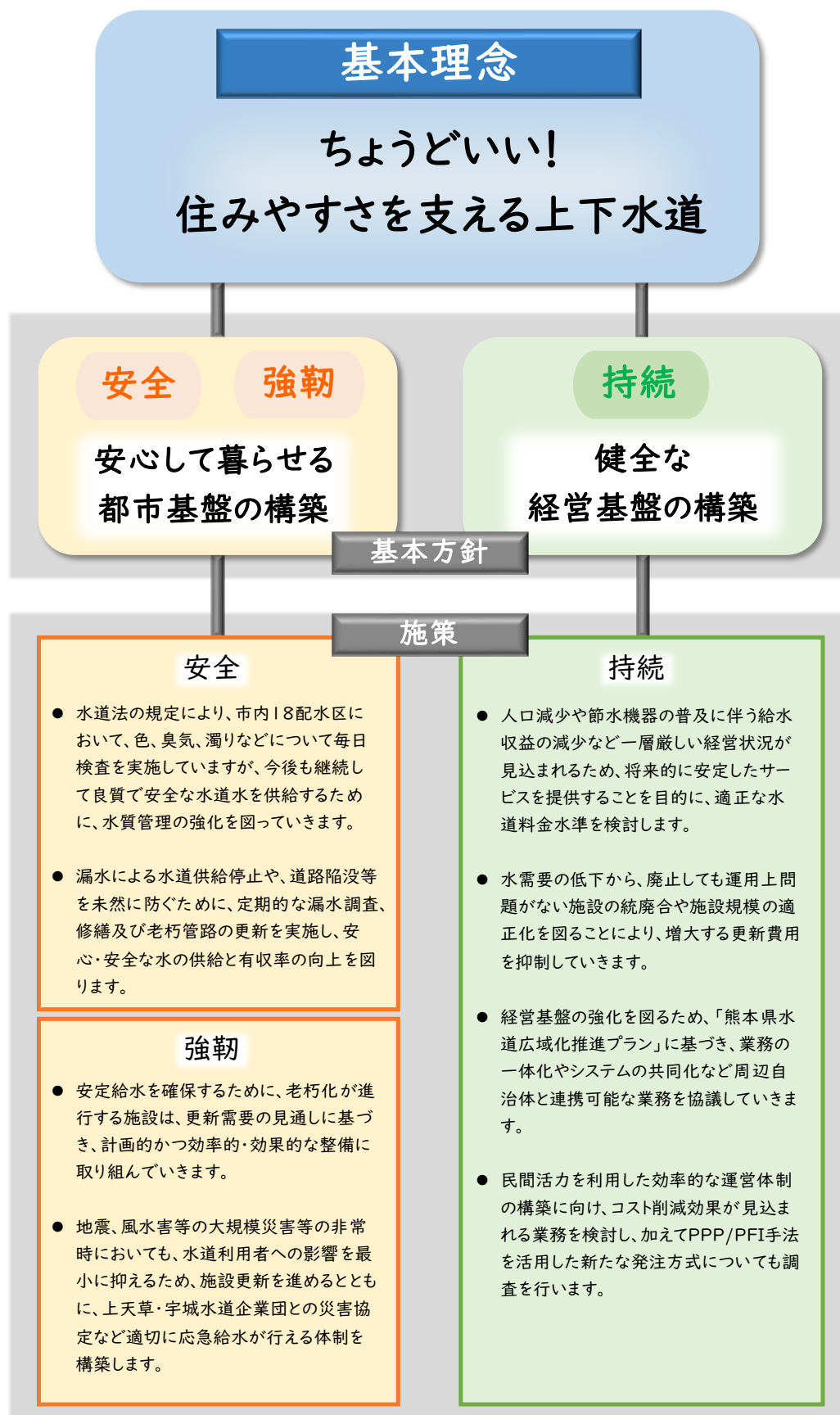


図 4.1 経営の基本方針

第5章 投資・財政計画

経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、その中心となる「投資・財政計画（収支計画）」は、施設・設備の投資見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するように調整したものです。

今回は、令和元年度から4年度までの決算値と、令和5年度から6年度までの予算値を用いて、令和6年度から45年度までの40年間の収支を見込んだ上で、本経営戦略の計画期間中（令和6年度から15年度までの10年間）に取り組むべき事業に要する費用とその財源を試算しました。

5.1 投資・財政計画（収支計画）

<収益的収支>

有収水量の減少に伴い、給水収益も減少し、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難になることが懸念されるため、令和9年度から5年間隔で料金改定を行うこととしています。これにより、減少傾向の給水収益が、料金改定時期に沿った形で段階的に増加することで、令和9年度以降の損益をプラスに維持することが可能となり、収支のバランスが保たれる見通しです。

<資本的収支>

建設改良費を主とする支出が収入を上回るため、資本的収支不足額が発生する見込みです。このため、不足する財源については、補填財源（損益勘定留保資金^{※1}や純利益により積立てられた積立金等）を使用します。

資金残高は、非常時（災害発生時等）においても事業を継続することを目的に、収益的支出^{※2}と資本的支出の合計の約半年分である6.3億円程度を維持することを目標として定めました。現状の資金残高は3.2億円で目標以下となっていました。料金改定によって令和12年度以降の資金残高は目標である6.3億円以上に到達しています。

これらより、計画期間内である令和15年度までは必要な資金残高を維持しながら水道事業を経営することが可能です。

※1 損益勘定留保資金：減価償却費や資産減耗費等、現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金

※2 収益的支出における減価償却費・資産減耗費については、現金支出を必要としない費用であるため、資金残高の目標設定から除いた

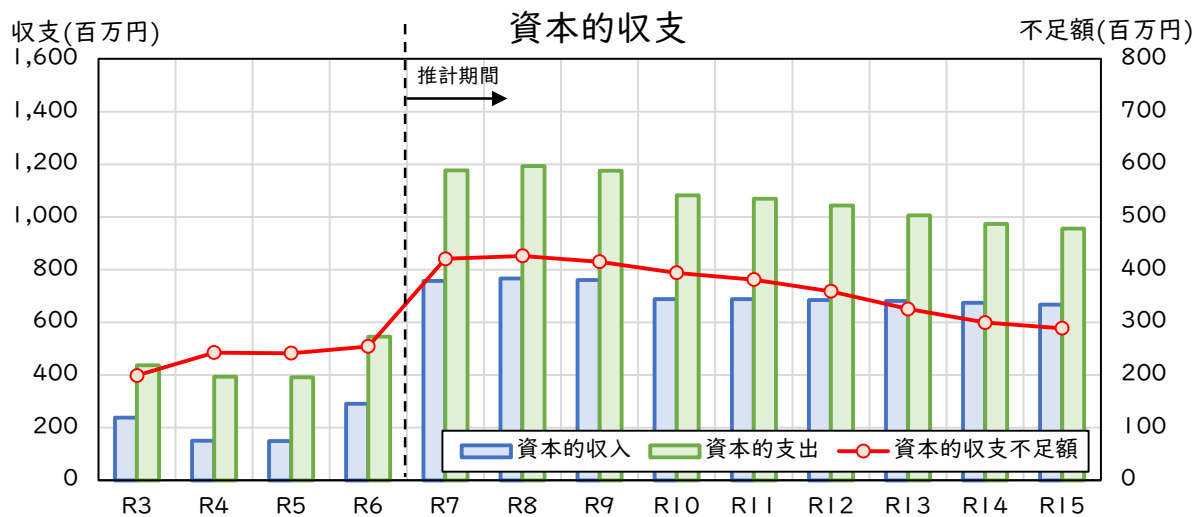
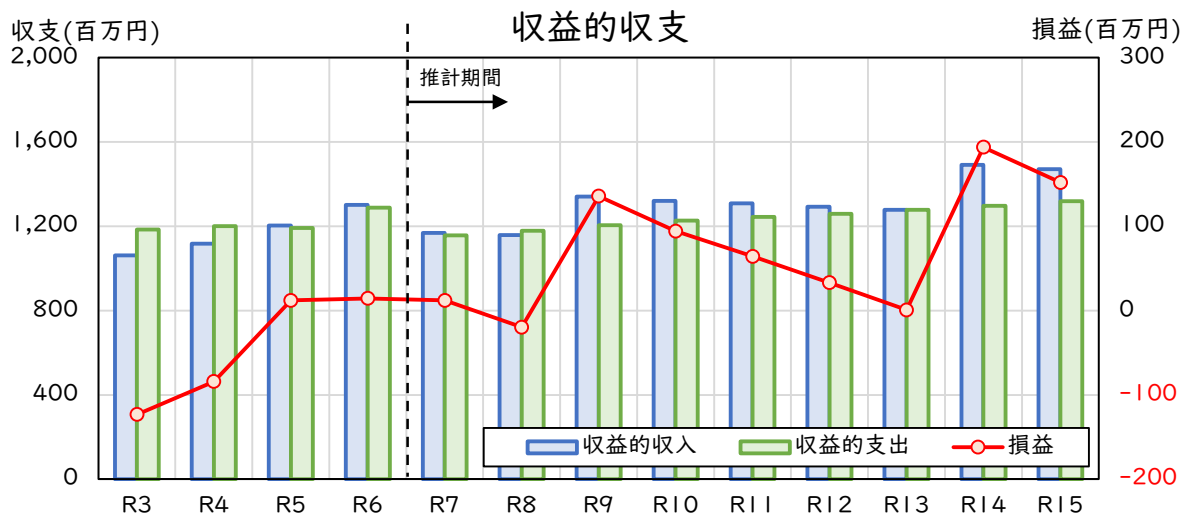
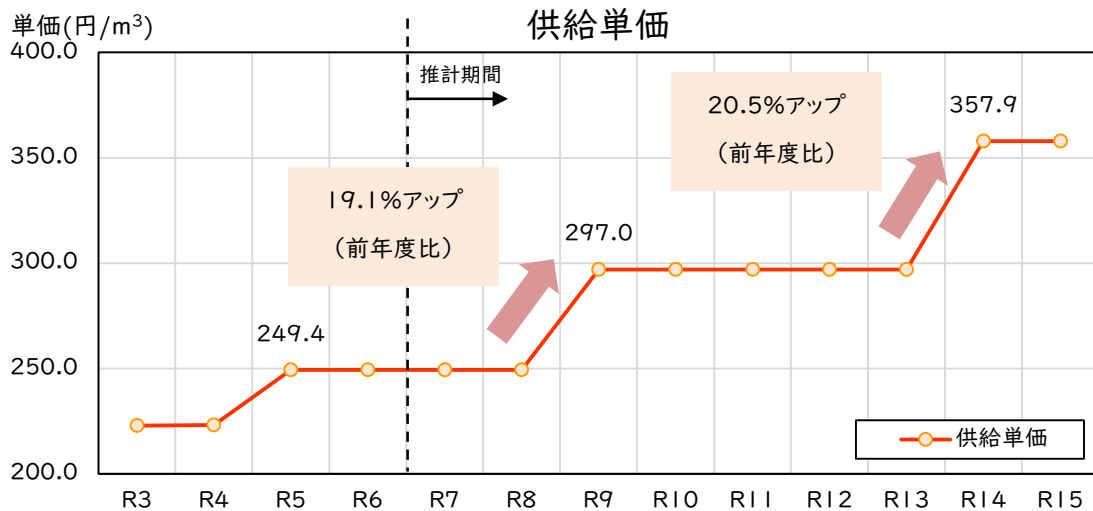


図 5.1 収支計画の見通し(1/2)

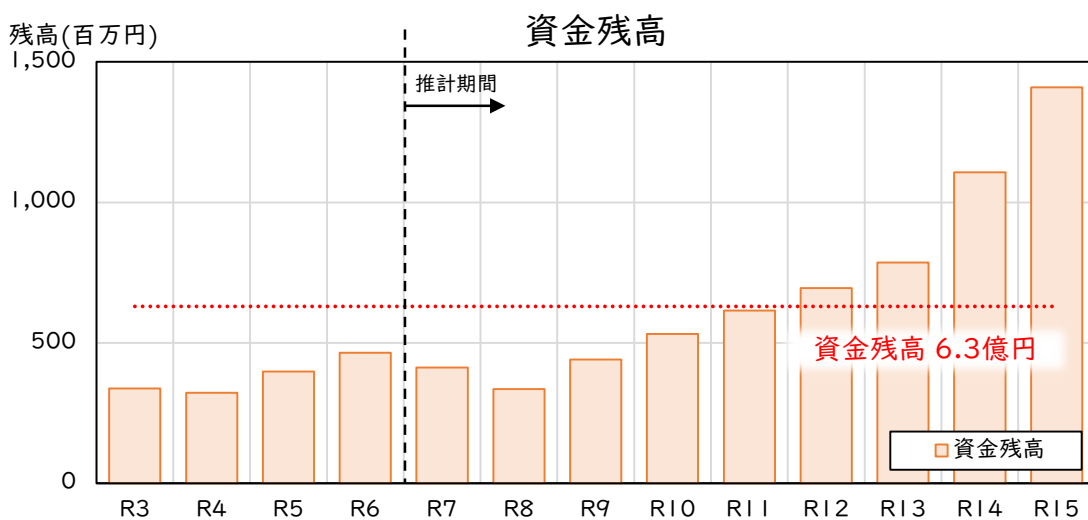
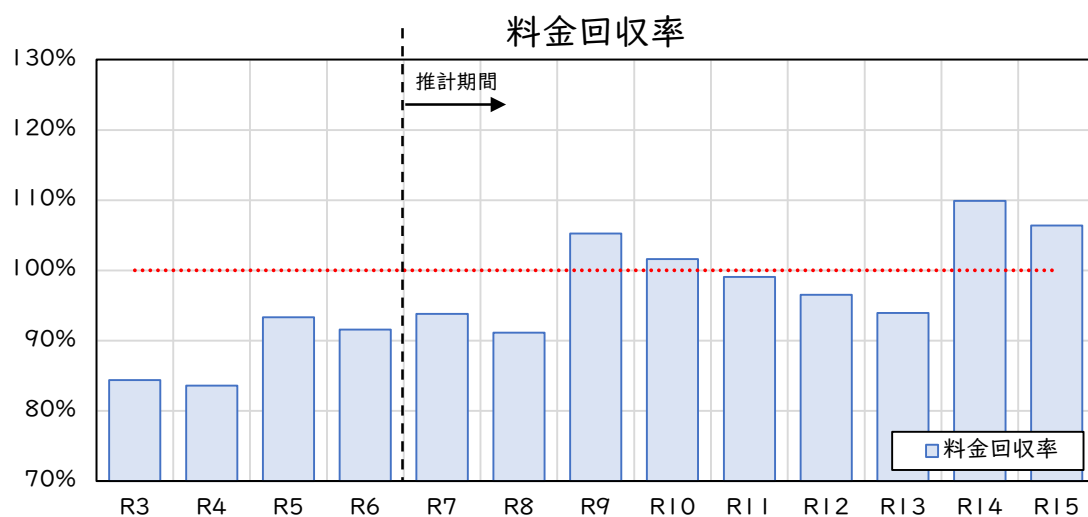
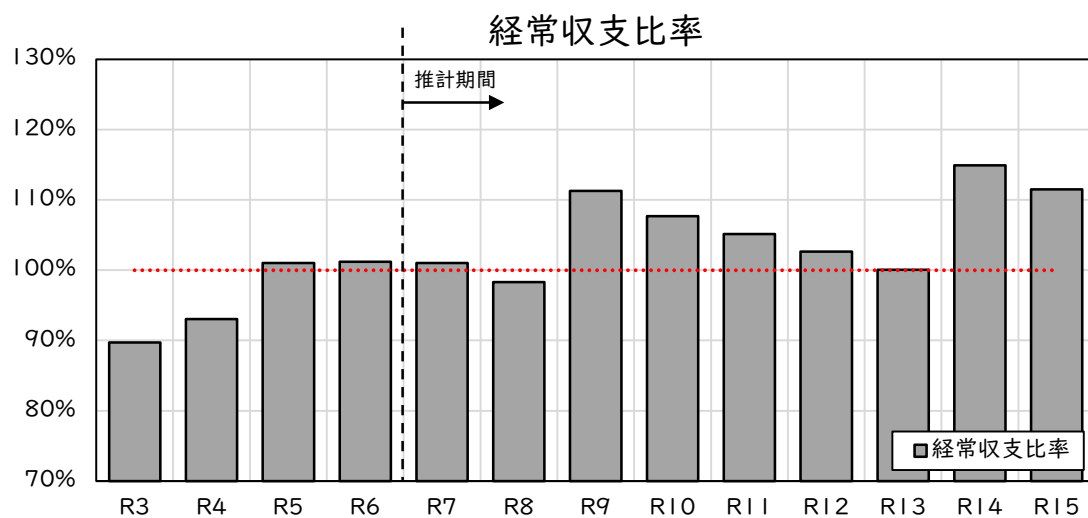


図 5.2 収支計画の見通し (2/2)

■収益の収支

(単位：千円、％) (税抜)

年 度			前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分			(決 算)	(決 算)											
収 益	収 入	1. 営 業 収 益 (A)	943,420	954,152	1,055,179	1,144,631	1,030,590	1,021,540	1,204,925	1,186,680	1,176,109	1,161,311	1,149,482	1,363,645	1,345,934
		(1) 料 金 収 入 (B)	927,487	926,084	1,036,364	1,024,910	1,007,673	998,570	1,181,902	1,163,603	1,152,978	1,138,126	1,126,242	1,340,350	1,322,583
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	1,784	12,492	3,273	93,773	7,564	7,617	7,670	7,724	7,778	7,832	7,887	7,942	7,998
		(3) そ の 他 (B)	14,149	15,576	15,542	25,948	15,353	15,353	15,353	15,353	15,353	15,353	15,353	15,353	15,353
		2. 営 業 外 収 益 (C)	118,463	162,709	148,542	157,403	138,408	136,873	135,620	134,118	132,602	131,338	128,794	127,106	125,490
		(1) 補 助 金 (C)	9,775	57,631	47,332	54,838	37,522	36,806	36,158	35,637	35,186	34,739	34,331	34,024	33,828
		他 会 計 補 助 金 (C)	9,775	56,631	47,332	38,388	37,522	36,806	36,158	35,637	35,186	34,739	34,331	34,024	33,828
		そ の 他 補 助 金 (C)	0	1,000	0	16,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入 (C)	82,681	80,657	77,663	76,682	75,372	74,829	74,501	73,796	73,007	72,465	70,615	69,520	68,385
		(3) そ の 他 収 入 計 (C)	26,007	24,421	23,547	25,883	25,515	25,238	24,962	24,686	24,410	24,134	23,848	23,562	23,276
収 益	支 出	1. 営 業 費 用 (D)	1,061,883	1,116,861	1,203,721	1,302,034	1,168,998	1,158,412	1,340,545	1,320,798	1,308,712	1,292,649	1,278,276	1,490,751	1,471,423
		(1) 職 員 給 与 費 (D)	1,121,505	1,146,912	1,143,327	1,242,539	1,113,149	1,125,810	1,143,695	1,156,322	1,166,126	1,172,823	1,182,052	1,192,017	1,204,518
		(2) 経 営 費 (D)	57,960	83,819	104,445	77,899	77,899	77,899	77,899	77,899	77,899	77,899	77,899	77,899	77,899
		基 本 給 与 費 (D)	32,554	38,982	45,299	42,590	42,590	42,590	42,590	42,590	42,590	42,590	42,590	42,590	42,590
		退 職 給 付 費 (D)	15,101	12,523	22,066	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
		そ の 他 給 与 費 (D)	10,305	32,314	37,080	33,169	33,169	33,169	33,169	33,169	33,169	33,169	33,169	33,169	33,169
		(2) 経 営 費 (D)	671,671	679,061	667,246	803,601	685,121	686,146	688,555	688,039	689,041	689,955	692,238	691,876	692,766
		動 力 費 (D)	34,929	38,463	31,918	38,760	34,907	34,835	34,822	34,522	34,407	34,202	34,041	33,856	33,606
		修 繕 費 (D)	33,293	31,365	25,137	50,039	36,511	36,767	37,024	37,283	37,544	37,807	38,072	38,338	38,607
		材 料 費 (D)	270	202	272	1,637	537	541	545	549	552	556	560	564	568
支 出	支 出	そ の 他 給 与 費 (D)	603,179	609,031	609,919	713,165	613,166	614,003	616,163	615,685	616,537	617,390	619,564	619,117	619,985
		(3) 減 価 償 却 費 (D)	391,874	384,032	371,636	361,039	350,128	361,765	377,242	390,384	399,187	404,970	411,915	422,241	433,853
		2. 営 業 外 費 用 (E)	61,886	53,704	48,159	44,185	43,835	52,334	61,162	70,295	78,347	86,701	95,561	104,988	114,936
		(1) 支 払 利 息 (E)	61,820	53,569	48,036	44,153	43,804	52,303	61,131	70,264	78,316	86,670	95,530	104,957	114,905
		(2) そ の 他 支 出 計 (E)	66	135	123	32	31	31	31	31	31	31	31	31	31
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,183,391	1,200,616	1,191,486	1,286,724	1,156,983	1,178,144	1,204,857	1,226,617	1,244,473	1,259,525	1,277,613	1,297,005	1,319,454
		特 別 利 益 (F)	△ 121,508	△ 83,755	12,235	15,310	12,014	△ 19,732	135,688	94,181	64,239	33,124	663	193,746	151,969
		特 別 損 失 (G)	0	110	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	1,804	599	276	913	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) (I)	△ 1,804	△ 489	△ 273	△ 910	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流 動	流 動	流 動 資 産 (J)	△ 123,312	△ 84,244	11,962	14,400	12,014	△ 19,732	135,688	94,181	64,239	33,124	663	193,746	151,969
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 43,006	△ 127,250	△ 115,288	△ 100,888	△ 88,874	△ 108,606	27,082	121,263	185,502	218,626	219,289	413,035	565,004
		う ち 未 収 金 (J)	453,924	472,086	564,072	660,481	673,643	664,139	836,843	988,136	1,132,014	1,273,165	1,424,192	1,805,662	2,168,755
		う ち 未 収 金 (J)	65,483	76,978	84,970	84,031	82,618	81,872	96,903	95,403	94,532	93,314	92,339	109,894	108,437
		流 動 負 債 (K)	375,355	372,148	391,394	392,710	394,973	377,772	368,986	356,130	330,753	293,148	261,007	242,772	230,917
		う ち 建 設 改 良 費 分 (K)	307,418	277,019	283,047	284,363	286,626	269,424	260,639	247,783	222,406	184,801	152,659	134,425	122,570
		う ち 一 時 借 入 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		う ち 未 払 金 (K)	28,963	53,072	58,145	58,145	58,145	58,145	58,145	58,145	58,145	58,145	58,145	58,145	58,145
		累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B)) × 100)	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	0	0	0	0	0	0
		地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
健全化法	健全化法	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	941,636	941,660	1,051,906	1,050,858	1,023,026	1,013,923	1,197,254	1,178,956	1,168,331	1,153,479	1,141,595	1,355,702	1,337,936
		地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100) 資 金 不 足 の 比 率 (N)													
		健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (O)													
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (P)													
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (Q)													
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100) (R)													

■資本的収支

		(単位：千円) (税込)												
年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業 債	43,800	63,500	86,500	246,200	714,575	725,124	725,124	657,432	657,432	657,432	657,432	657,432
		うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	191,796	79,211	42,312	43,165	40,743	40,266	34,047	29,203	29,283	25,967	21,905	15,703
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金	2,342	1,614	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金	0	6,360	19,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7. 固定資産売却代金	0	79	1	1	27	27	27	27	27	27	27	27
		8. 工事負担金	0	0	1,000	1,300	1,305	1,305	1,305	1,305	1,305	1,305	1,305	1,305
		9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	237,938	150,764	149,613	290,666	756,649	766,721	760,503	687,966	688,047	684,731	680,669	674,466
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純 計 (A)-(B) (C)	237,938	150,764	149,613	290,666	756,649	766,721	760,503	687,966	688,047	684,731	680,669	674,466
	資本的支出	1. 建設改良費	78,561	85,993	113,837	260,079	892,881	906,105	906,105	821,251	821,251	821,251	821,251	821,251
		うち 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 企業債償還金	358,403	307,418	277,020	283,047	284,363	286,626	269,424	260,639	247,783	222,406	184,801	152,659
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. その他	0	0	84	1,900	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	436,964	393,411	390,941	545,026	1,177,244	1,192,731	1,175,529	1,081,890	1,069,034	1,043,657	1,006,052	973,910
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	199,026	242,647	241,328	254,360	420,595	426,009	415,026	393,924	380,987	358,926	325,383	299,444
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	191,884	234,837	230,979	231,308	340,014	344,226	333,243	319,854	306,918	284,856	251,313	225,374
		2. 利益剰余金処分数額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. その他	7,142	7,810	10,349	23,052	80,581	81,784	81,784	74,070	74,070	74,070	74,070	74,070
		計 (F)	199,026	242,647	241,328	254,360	420,595	426,009	415,026	393,924	380,987	358,926	325,383	299,444
		補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他会計借入金残高 (G)												
		企業債残高 (H)	3,269,094	3,025,176	2,834,656	2,797,809	3,228,021	3,666,519	4,122,219	4,519,012	4,928,661	5,363,688	5,836,319	6,341,092

○他会計繰入金

		(単位：千円)												
年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分	収益的収支分	9,775	56,631	47,332	38,388	37,522	36,806	36,158	35,637	35,186	34,739	34,331	34,024	33,828
	うち 基準内繰入金	9,775	56,631	47,332	38,388	37,522	36,806	36,158	35,637	35,186	34,739	34,331	34,024	33,828
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	資本的収支分	194,138	79,211	42,312	43,165	40,743	40,266	34,047	29,203	29,283	25,967	21,905	15,703	8,121
	うち 基準内繰入金	41,938	41,511	42,312	43,165	40,743	40,266	34,047	29,203	29,283	25,967	21,905	15,703	8,121
	うち 基準外繰入金	152,200	37,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		203,913	135,842	89,644	81,553	78,265	77,072	70,205	64,840	64,469	60,706	56,236	49,727	41,949

原価計算表

布設年月日 昭和4年度
給水人口 42,730人
計算期間 R9年4月～R14年3月
(5年間)

収 入 の 部				
項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額（A）	公費負担分（B）	料金対象収支（A）－（B）
料 金 (X)	千円 926,084	千円 1,152,570	千円	千円 1,152,570
給 水 装 置 工 事 費	12,492	7,778		7,778
そ の 他	15,576	15,353		15,353
合 計	954,152	1,175,701	0	1,175,701

支 出 の 部				
項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額（A）	公費負担分（B）	料金対象収支（A）－（B）
浄水及び送水費	人件費	千円	千円	千円
	基 本 給	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	浄水用薬品費	1,096	1,686	1,686
	電 力 費	28,988	25,624	25,624
	修 繕 費	3,890	8,753	8,753
	そ の 他	498,184	501,248	501,248
小 計	532,158	537,311	0	537,311
配水費	人件費			
	基 本 給	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	電 力 費	9,475	8,775	8,775
	修 繕 費	27,348	28,545	28,545
	そ の 他	17,470	19,842	19,842
小 計	54,293	57,162	0	57,162
給水装置工事費	人件費			
	基 本 給	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	材 料 費	0	0	0
	そ の 他	12,339	7,778	7,778
	小 計	12,339	7,778	7,778
一般管理費	人件費			
	基 本 給	38,982	42,590	42,590
	諸 手 当	22,689	21,826	21,130
	退 職 給 付 費	12,523	2,140	2,140
	福 利 費	11,222	11,343	8,852
	消 耗 品 費	166	248	248
	通 信 運 搬 費	3,365	3,482	3,482
	修 繕 費	127	248	248
	公 課	44	24	24
	支 払 利 息	53,569	78,382	71,409
	減 価 償 却 費	384,032	396,740	298,813
	そ の 他	75,107	83,343	83,343
小 計	601,826	640,366	108,087	532,280
合 計 (Y)	1,200,616	1,242,617	115,865	1,126,752
資 産 維 持 費 (Z)				
料金対象経費 (Y) + (Z)				1,126,752

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 1.02

<料金水準についての説明>
令和9年度の料金改定によって、供給単価を「249.39円/㎥（令和5年度）」から「297.02円/㎥」へ値上げをすることで、公費負担分を除く支出を水道料金で概ね賄うことができるようになります。
また、算出方法は異なりますが、料金回収率も99%まで上昇します（令和4年度＝84%）。
今後も給水人口の減少に伴う給水収益の減少が見込まれるため、支出に対する収入の割合を維持できるよう、支出を抑制しつつ、供給単価については5年毎を目途に定期的に見直しを行い、必要に応じて改定を実施します。
また、資産維持費について検討していませんが、資金残高の確保目標を考慮した改定とすることで、同等の費用を見込むことができます。

5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標設定	指標	令和 4 年度	令和 15 年度
安定した水道水の供給	有収率	85.3%	88.5%
管路の更新・耐震化	管路更新率	0.1%	0.92%

- 老朽管の更新を計画的に行い、有収率の向上を図ります。
- 機械・電気設備を中心に、老朽化した施設の更新を計画的に実施していきます。

水道施設の更新にあたっては、「第 3 章 3.4 施設の見通し」を踏まえ、単年度あたりの投資（工事請負費）上限額の設定、新規配水管等の拡張工事に備えた予算確保（年間 10 百万円（税込））という条件で試算しています。

今後、施設設備の健全性・重要度・優先度を踏まえて更新を実施するとともに、施設の統廃合とダウンサイジングなど、財政負担を軽減できる方策を検討していきます。

なお、令和 15 年度までの主な建設改良事業は以下のとおりです。

〈松橋町岡岳地区石綿管更新事業〉

松橋町岡岳地区の水道管は、布設後 40 年以上経過した石綿管（耐震不適合管）で、老朽化が進んでいることから、管路の更新事業を実施します。

〈小川町海東地区配水管拡張事業〉

上水道の給水区域外である小川町西海東及び南海東の一部において、飲料水として使用している地下水の水質が悪化しているため、松橋・小川上水道の給水区域に追加し、配水管の拡張事業を実施します。

〈三角町波多地区配水管拡張事業〉

地区水道を主として給水を行っている三角町波多地区において、経年劣化による水道管の漏水や突発的な災害発生に伴う給水停止等が懸念されているため、市営水道への加入に伴う配水管の拡張事業を実施します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目標設定	指標	令和 4 年度	令和 15 年度
資金不足にならない事業運営	経常収支比率	89.7%	100.0%以上
水道料金の適正化	料金改定率	-	43.5%
資金残高の確保	資金残高	3.2 億円	6.3 億円以上

※料金改定率は、令和 5 年度に対する比率（令和 9 年度、令和 14 年度に改定予定）

- 収益的収支の黒字維持を目指すため、適正な水道料金を設定し、水道水の安定供給に必要な水道施設・管路の更新・耐震化事業に係る財源の確保に努めます。
- 財源不足を解消するため、国庫補助や企業債等を有効に活用するとともに、新たな採択基準等についても注視していきます。
- 大規模災害等の非常時に備え、支出の約半年分に相当する資金残高 6.3 億円の確保を目指します。

建設改良事業に対して、水道管路緊急改善事業の実施に基づく補助金の受入れや企業債の借入れを活用し、財源の確保に努めていきます。

ただし、その資金の多くを企業債の発行により賄うことは、将来世代に借金返済の負担を先送りすることとなるため、人口減少が確実視される現時点において、企業債残高の抑制も重要となります。

このことから、採択基準に合致する国の補助金については積極的に活用しつつ、料金改定により収支不足を解消することで、持続可能で安定した経営を目指します。

料金改定率は、経常収支比率を 100%以上で維持し、資金残高が計画期間内に 6.3 億円まで到達できるパターンを複数検討した上で、令和 9 年度に 19.1%（対令和 5 年度比）、令和 14 年度に 20.5%（対令和 9 年度比）と設定しました。

なお、本設定にあたっては、改定間隔を 5 年間、料金改定率が最小限となるよう算出し、令和 14 年度の改定率についても、計画期間外の期間を含めた 5 年間（令和 14 年度から 18 年度まで）のシミュレーション結果を踏まえています。

今後は、値上げ幅を抑制できるよう、経常経費の削減等に取り組みながら、適正な料金水準を検討していきます。

表 5.1 財源の試算方法

■収益的収入

費目		試算方法
営業収益	給水収益	供給単価×有収水量 ※供給単価は R9、R14 の料金改定を反映
	受託工事収益	受託工事費と同額を計上
	その他営業収益	手数料は R6 予算で将来一定 雑収益は R1～R4 実績の平均値で将来一定 材料売却収益は見込まない
営業外収益	受取利息及び配当金	R1～R4 実績+R5～R6 予算の平均値で将来一定
	他会計補助金	R5 中期事務事業計画による算定
	加入金	前年度加入金×配水量減少率 (算定ベースとなる R7 は、R6 予算×配水量減少率)
	長期前受金戻入	既存+新規分 (R5 以降) ※新規分は補助金及び負担金の取得額合計に対し、法定耐用年数 40 年・定額法・償却限度率 95%で算定
	雑収益	不用品売却収益は見込まない その他雑収益は R1～R4 実績+R5～R6 予算の平均値で将来一定
	国庫補助金	見込まない
特別利益		見込まない

■資本的収入

費目	試算方法
企業債	工事に係る費用(委託料・工事請負費)×起債率 ※起債率は R1～R4 実績+R5～R6 予算の平均値
工事負担金	R4 実績+R5～R6 予算の平均値で将来一定
出資金	R5 中期事務事業計画による算定
国庫補助金	R7～R8 は R5 中期建設事業計画による算定 R9 以降は見込まない
固定資産売却代金	R4 実績+R5～R6 予算の平均値で将来一定

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本市において、「2.2 これまでの主な経営健全化の取組」に示した施策を進めてきたことから、それらの実態を踏まえた推計を行いました。

このうち、職員数においては、技術力確保や業務運営を考慮すると、現状からの人員削減は難しいこと、一方で、更新事業の増大を想定した組織体制の強化に今後取り組んでいくものの、将来的な増員は不透明であることから、人件費は現体制を維持することを想定して算出しました。

また、昨今の物価上昇を鑑みて、関連する経費については、内閣府による公表資料を参考に、物価上昇率を反映しています。

その他、民間委託の拡大や広域化・共同化の取組、施設の統廃合等に伴い、経費削減の効果が期待されますが、今後の検討事項であり現時点で具体化されていないことから、本計画においては反映しておりません。

表 5.2 投資以外の経費の試算方法

費目	試算方法
動力費、薬品費	物価上昇率+0.7%と配水量の減少率を考慮 (算定ベースとなる R7 は、R1～R4 実績+R5～R6 予算の傾向を基に設定)
旅費、備用品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、工事請負費、手数料、使用料及び賃借料、修繕費、材料費	物価上昇率+0.7%を考慮 (算定ベースとなる R7 は、R1～R4 実績+R5～R6 予算の傾向を基に設定)
受水費	供給水量×受水単価(130 円/m ³)
人件費(職員給与費)	R6 予算の値で一定 ※職員の増減は見込まない
減価償却費	既存+新規分(R5 以降) ※新規取得資産については、工種別の法定耐用年数に基づき定額法・残存価額 10%で見込額を算定
資産減耗費	見込まない
企業債償還金 企業債支払利息	既存+新規分(R5 以降) ※新規分は半年賦元利均等償還40年(5年据置35年償還)、利率 1.9%で算定し計上
特別損失	見込まない
上記以外の経費	R1～R4 実績+R5～R6 予算の傾向を基に算定ベースを設定

5.3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	令和５年３月に策定された「熊本県水道広域化推進プラン」に基づき、県と市町村で構成する「水道事業基盤強化推進協議会」及び本市が所属する地域ブロック「環不知火海地域協議会」において、業務の一体化やシステムの共同化など、周辺自治体との連携強化に向けた検討を引き続き進めていきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 （PPP/PFI等の導入等）	包括的民間委託のほか、ウォーターPPP等の民間活力を活用した新たな事業スキームに注視しながら、費用対効果を含め検討し、経営の効率化を図っていきます。
アセットマネジメントの充実 （施設・管路の長寿命化等 による投資の平準化）	令和２年度に実施したアセットマネジメントに基づく更新計画の検証と併せて、将来の給水人口や水需要の減少に伴う施設の統廃合等を検討することで、アセットマネジメントをさらに充実させていきます。
施設・設備の廃止・統合・合理化 （ダウンサイジング・スペックダウン）	将来の給水人口や水需要の減少傾向を踏まえ、施設・設備の更新時に統廃合や適正規模への見直しを検討することで、投資や維持管理費の縮減を図っていきます。
その他の取組	計画的に漏水調査を実施し、発見箇所の補修と老朽管の更新により、漏水量の抑制に努め、有収率の向上を図ります。

② 財源についての検討状況等

料金	今回の収支計画では、経営状況の悪化を鑑みて令和９年度及び１４年度に水道料金の値上げを予定しています。値上げ幅を抑制できるよう、経常経費の削減等に取り組みなから、適正な料金水準を検討していきます。
企業債	今後増加する見込みの施設更新を計画的かつ円滑に進めるため、給水収益や更新需要等とのバランスを考慮しつつ、利率動向及び企業債残高に注視しながら、最低限の企業債を借り入れる予定です。
繰入金	一般会計からの補助金や出資金については、地方公営企業法繰出基準に基づき算定した基準内繰入金を計上することとし、基準外繰入金に頼らない財政運営を目指します。
資産の有効活用等による 収入増加の取組	—
その他の取組	—

第6章 経営戦略の事後検証

本経営戦略の進捗は、毎年度、決算及び投資・財政計画（収支計画）の実績値、目標値等を参考に、評価・検証を行いながら管理（モニタリング）します。

また、社会環境等の変化により、戦略策定時の状況と実態との間に大きな乖離が生じることも想定されます。そのため、戦略の記載内容及び投資・財政計画（収支計画）については、3年から5年ごとの定期的な見直し（ローリング）を行うこととし、目標の再設定や戦略の修正を行います。

なお、これらの評価、検証、見直しにあっては、PDCA サイクルを活用して、業務改善を図っていきます。



図 6.1 PDCA サイクルのイメージ

宇城市水道事業経営戦略

2024～2033

発行日 令和 6 年3月

発 行 宇城市 上下水道局 上下水道課

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL:0964-32-1111(代) FAX:0964-32-0110